

## 板橋区総合評価方式の試行に関する要綱

(平成 30 年 2 月 9 日 区長決定)

(令和 3 年 3 月 31 日 一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、板橋区が発注する工事において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定により、入札の際に入札価格及び施工能力等の入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を試行実施するにあたり、施行令及び東京都板橋区契約事務規則（昭和 53 年板橋区規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例によるものとする。

(対象工事)

第 3 条 総合評価方式により実施する工事契約案件は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札に付する工事契約案件のうち、東京都板橋区競争入札参加資格審査委員会規程（昭和 39 年板橋区訓令第 24 号）に基づき設置された委員会（以下、「委員会」という。）において、総合評価方式による入札の実施が適切であると認められたもの
  - (2) 公募型指名競争入札に付する工事契約案件のうち、国等からの補助金交付対象事業等で特に総合評価方式での入札が必要であると委員会において認められたもの
- 2 総合評価方式により実施する工事契約案件は、前項により選定された工事契約案件について、当該案件の難易度、規模等に応じ、次の各号に掲げる類型により実施する。
- (1) 特別簡易型総合評価方式（以下、「特別簡易型」という。）  
同種工事の経験、工事成績のほか入札参加者の技術力及び信頼性・社会性を評価項目とした価格以外の評価点と入札価格から算出した価格点による総合的な評価で落札者を決定するもので、技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事契約案件を対象とする。
  - (2) 簡易型総合評価方式（以下、「簡易型」という。）  
前号の評価項目のほか、図面、仕様書等に示す施工方法に基づいて入札参加者が作成する簡易な施工計画に対する評価で落札者を決定するもので、東京都板橋区議会の議決に付すべき工事契約案件のうち、委員会において簡易型の実施が認められたものを対象とする。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第4条 区長は、総合評価方式の実施にあたり、落札者決定基準を決定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項について、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無

2 前項第2号の意見聴取の結果、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(公表事項)

第5条 総合評価方式による入札を実施する場合は、発注工事の公表を開始する日において、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- (1) 総合評価方式の対象であること
- (2) 提出資料の様式、提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 施工計画評価点の評価方法（特別簡易型の場合を除く。）
- (5) 技術能力評価点の評価方法
- (6) 企業の地域貢献評価点及びその他の評価点の評価項目及び評価方法
- (7) 落札者の決定方法
- (8) 提出書類の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと
- (9) 提出資料に記載された配置予定技術者は、区が認める場合を除き、原則として変更できないこと

(総合評価方式入札の参加)

第6条 総合評価方式入札への入札参加希望者は、前条の規定により示した提出書類を添えて、区長に対し参加希望申請を行わなければならない。

2 前項の提出書類の様式については、別に定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 総合評価方式における評価は、価格点、施工計画評価点、技術能力評価点、企業の地域貢献評価点及びその他の評価点を合計した数値（以下、「評価値」という。）による。ただし、特別簡易型については、施工計画評価点による評価を行わないものとする。

(価格点による評価)

第8条 価格点の算定は、次のとおりとし、算定式にかかる算定係数は、別に定めるものとする。

算定係数×最低価格÷入札価格

2 総合評価方式による入札の実施にあたり、低入札価格調査基準価格を設定している場合の価格点の算定については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 最低入札価格が、低入札価格調査基準価格以上である場合については、価格点算定上の最低入札価格とする。
- (2) 最低入札価格が、低入札価格調査基準価格未満かつ失格基準価格以上である場

合については、低入札価格調査の結果にかかわらず価格点算定上の最低入札価格とする。

(3) 最低入札価格が失格基準価格未満の入札である場合については、当該入札を無効とし、価格点算定の対象としない。

(施工計画評価点による評価)

第9条 施工計画評価点の算定は、区が指定した施工上の課題への的確性、工程管理の適切性、品質管理の適切性、安全管理の適切性及び施工上配慮すべき事項の適切性を評価項目とし、その配点及び配点基準は、別に定めるものとする。

2 施工計画評価点の評価項目のうち、施工上の課題への的確性についての評価は必須項目、その他の評価項目については選択項目とし、評価対象とする項目については、発注工事案件ごとにあらかじめ定めるものとする。

3 施工計画評価点は、第6条の規定により入札参加者が提出した書類（以下、「参加申請書類」という。）に基づき、別に定める基準及び入札公告（以下「入札公告等」という。）において掲げた評価基準により審査を行い、原則としてその評定を委員会の審議に付して算出するものとする。

(技術能力評価点による評価)

第10条 技術能力評価点の算定は、次の各号に掲げる項目の合計とし、その配点及び配点基準は、別に定めるものとする。

(1) 企業の技術能力による評価

工事成績評価点、施工実績点及び褒賞事業者点

(2) 配置予定技術者の能力による評価

配置予定技術者資格点、配置予定技術者実績点

(企業の地域貢献評価点による評価)

第11条 企業の地域貢献評価点の算定は、次の各号に掲げる項目の合計とし、その配点及び配点基準は、別に定めるものとする。

(1) 営業拠点の所在地点

(2) 災害協定及び活動実績点

(3) 障がい者雇用点

(4) ワークライフバランス推進点

(5) 区内下請事業者活用点

(6) 環境配慮点

(その他の評価点による評価)

第12条 その他の評価点の算定は、第8条から第11条までに規定する評価以外の評価について、別に定める内容、配点及び配点基準により行うものとする。

(落札者の決定)

第13条 区長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 入札価格が失格基準価格未満でないこと。

(3) 入札価格が低入札価格調査基準価格未満でないこと。ただし、前号の要件を満

たす場合において、板橋区低入札価格調査要領（平成 29 年 4 月 26 日総務部長決定）に基づく低入札価格調査を実施し、入札者が提出した資料等を審査した結果、当該工事内容に適合した履行が可能であると認められる場合はこの限りでない。

- 2 前項の評価値で最も高い者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札予定者を定めることとする。
- 3 前項の場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、施行令第 167 条の 9 後段の規定を準用する。

（評価結果等の公表）

第 14 条 総合評価落札方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札者の評価結果

（適切な履行の確保等）

第 15 条 参加申請書類に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成 17 年 3 月 31 日区長決定）（以下、「指名停止要綱」という。）の規定に基づき指名停止等の措置を行うものとする。

- 2 落札者の決定後、当該落札者が提出した参加申請書類に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があったことが判明した場合には、前項に規定する指名停止等の措置を行うほか、落札者の価格点以外の評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格（税抜）の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を、違約金として徴することができるものとする。
- 3 簡易型により落札者を決定した場合において、参加申請書類に基づく適正な履行を確保するために、次に掲げる項目について、参加申請書類に基づく評価の内容と同等以上の施工が達成されず、その責が落札者にあると認められるときは、落札者に対し、指名停止要綱の規定に基づく指名停止等の措置を行うことができるほか、必要に応じ違約金を徴することができる。この場合において、違約金の額については、前項の規定に準ずるものとする。

- (1) 第 9 条第 3 項の規定に基づく施工計画評価の内容と同等以上の施工が達成されなかった場合
- (2) 第 11 条第 1 項第 5 号の規定に基づく区内下請事業者活用点の評価と同等以上の施工が達成されなかった場合

（総合調整）

第 16 条 総合評価落札方式の実施にあたり、必要な総合的な調整等は総務部庁舎管理・契約課が行うものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 2 月 9 日から施行する。  
(板橋区施工能力審査型総合評価方式の施行に関する要綱の廃止)
- 2 板橋区施工能力審査型総合評価方式の施行に関する要綱(平成 20 年 11 月 5 日区長決定)は、廃止する。
- 3 この要綱の規定は、施行日以後に公表又は入札公告等を行った工事から適用し、施行日の前日までに公表又は入札公告等を行った工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和 3 年 6 月 1 日以後に公表又は入札公告等を行った工事から適用し、施行日の前日までに公表又は入札公告等を行った工事については、なお、従前の例による。